

随意契約理由書

| | | |
|----------------|--|-------------------|
| 件名 | 鶴トンネル他換気設備撤去工事 | |
| 契約の相手方 | 登英機設株式会社 | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>本工事は、鶴トンネル及び小部トンネルに設置されている、換気設備（ジェットファン）及び附随する電気設備を撤去するものである。換気設備の設置場所は地上より4.8mのトンネル天井部であり、換気設備の1台当たりの重量は750Kgである。</p> <p>トンネルの1日当たりの通行台数は鶴が平均25,337台、小部は23,584台と非常に多いため警察との事前協議により、夜間工事となっている。</p> <p>重量物の特殊な場所での作業に加え、通行台数の減少する時間帯の作業となるため作業時間は約5時間に限定されている。</p> <p>本件工事は、制限付き一般競争入札に付したが、12月11日に応札がなく入札中止となったものである。よって地方自治法施行令第167号の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、本工事の内容に実績のある複数の業者に対し随意契約の依頼を行った。その結果、上記業者は最初に内諾を得られた業者であり随意契約し速やかな現場着手を図るものである。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 建設局道路工務課補修係 | (電話番号 595-6425) |